



鹽竈市

計画の策定にあたって

1. 計画策定の主旨

本市では2001（平成13）年「障害者基本法」に基づき「塩竈市障がい者プラン（計画期間：2001（平成13）年度～2011（平成23）年度）」を策定して以降、ノーマライゼーションの実現に向けて取り組んできました。

「第3期塩竈市障がい者プラン（計画期間：2018（平成30）年度～2025（令和5）年度）」を構成する「第5期塩竈市障がい福祉計画」及び「第1期塩竈市障がい児福祉計画」が2020（令和2）年度に計画期間を終了することから、これまでの目標の達成状況や本市の実情などを踏まえ「第6期塩竈市障がい福祉計画」及び「第2期塩竈市障がい児福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の期間

■第3期塩竈市障がい者プラン計画期間

年 度	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (H31 年度)	2020 年度 (R2 年度)	2021 年度 (R3 年度)	2022 年度 (R4 年度)	2023 年度 (R5 年度)
障がい者 福祉計画	第3期 塩竈市障がい者福祉計画					
障がい 福祉計画	第5期 塩竈市障がい福祉計画			第6期 塩竈市障がい福祉計画		
障がい児 福祉計画	第1期 塩竈市障がい児福祉計画			第2期 塩竈市障がい児福祉計画		

※ノーマライゼーションとは、障がいのある人が社会の中で一般市民と同じように普通（ノーマル）の生活や権利等が保障され活動することが、社会の本来のあるべき姿であるという考え方です。

3. 計画の位置づけ

本プランは、障害者基本法第11条に基づく「障害者計画（6年間）」と、「障害福祉計画（3年間）」、及び「障害児福祉計画（3年間）」の3つの計画を「障がい者プラン」として一体的に策定したものです。

4. 第3期障がい者プランの基本理念

だれもが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

第6期塩竈市障がい福祉計画

1. 障害福祉サービス一覧

訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス	相談支援サービス
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護	・生活介護 ・自立訓練（機能訓練、生活訓練） ・宿泊型自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型） ・就労定着支援 ・療養介護 ・短期入所（ショートステイ）（福祉型、医療型）	・施設入所支援 ・共同生活援護（グループホーム）	・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

2. 地域生活支援事業一覧

必須事業	任意事業
・理解促進研修・啓発事業 ・自発的活動支援事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター	・訪問入浴サービス ・日中一時支援事業 ・巡回支援専門員整備事業 ・スポーツ・レクリエーション教室開催事業 ・声の広報発行事業

3. 障がい者に対するサービス等の提供体制の確保に関する成果目標

(1)施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	考 え 方
2019(令和1)年度末の入所者数	55 人	2019(令和1)年度末の福祉施設入所者数
2023(令和5)年度末の入所者数	55 人	2023(令和5)年度末の福祉施設入所者見込数
【目標値】 2023(令和5)年度末時点における福祉施設入所者削減見込数	0 人	2021(令和3)年以降も、福祉施設入所待機者の受入が見込まれるため
【目標値】 2023(令和5)年度までの地域生活移行者数	4 人 (6%移行)	2019(令和1)年度末の福祉施設入所者数の6%を目標として設定

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目標値			考 え 方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所設置 (設置済み)			2020(令和2)年度末までに宮城東部地域自立支援協議会を中心に設置

項 目	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	考 え 方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	2023(令和5)年度までの各年度における開催目標値
保健、医療、福祉関係者による協議の場の参加者数	15 人	15 人	15 人	協議の場への関係者の参加者数
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	地域の課題を解決するための目標を設定し、一定期間ごとに進捗状況、目標達成状況を確認し、評価する回数
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1 人	1 人	1 人	各サービス見込量の内精神障がい者の人数
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1 人	1 人	1 人	各サービス見込量の内精神障がい者の人数
精神障がい者の共同生活援助利用者数	22 人	22 人	22 人	各サービス見込量の内精神障がい者の人数
精神障がい者の自立生活援助利用者数	1 人	1 人	1 人	各サービス見込量の内精神障がい者の人数

(3)地域生活支援拠点等有する機能の充実

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点施設の整備	1 か所 (整備済み)	宮城東部地域自立支援協議会を設置済み
【目標値】 地域生活支援拠点施設における機能の充実	2回／年	2023(令和 5)年度末までに地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

(4)福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	考 え 方
2019(令和 1)年度の一般就労移行者数	10 人	就労移行支援事業等を通じての、2019(令和 1)年度一般就労移行者数
【目標値】 2023(令和5)年度の一般就労移行者数	13 人 (1.27 倍)	2019(令和1)年度中の一般就労移行者の1.27 倍を目標として設定
内訳	就労移行支援利用者の一般就労移行者数	3人
	就労継続支援A型利用者の一般就労移行者数	6人
	就労継続支援B型利用者の一般就労移行者数	4人
【目標値】 2023(令和 5)年度末の就労定着支援事業利用者数	9 人(仮) (7 割)	前年度一般就労移行者数の7割を目標とする(便宜上、令和1年度末の一般就労移行者を基とする)
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所数	—	就労定着支援事業所の設置が無く、目標設定できず。

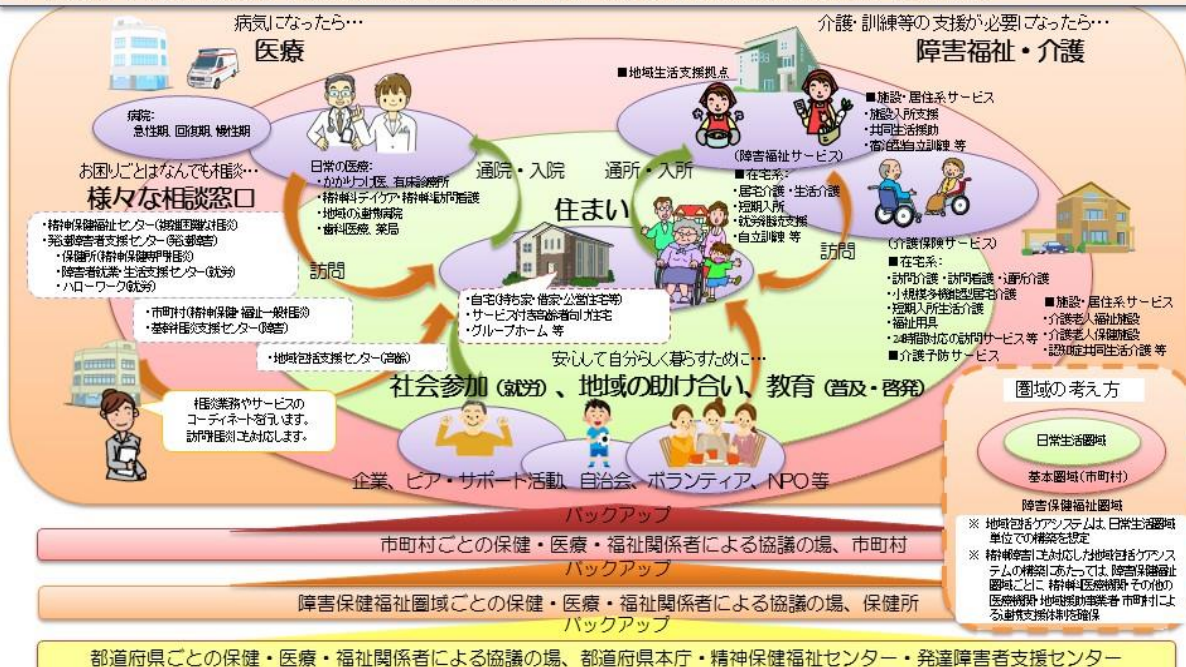
※ 福祉施設からの移行とは、就労移行支援又は就労継続A型施設等から一般就労に移行することであり、在宅や地域活動支援センター藻塩の里からの就労は除かれます。

(5)相談支援体制の充実・強化等

項 目	目標値			考 え 方
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	1か所設置 (設置済み)			市又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施が可能な体制(基幹相談支援センター)を確保
項 目	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	考 え 方
地域の相談支援体制の強化	12 回	12 回	12 回	①相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数。
	12 回	12 回	12 回	②相談支援事業者の人材育成の支援件数。
	12 回	12 回	12 回	③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



4. 障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

障がい福祉サービス

【訪問系サービス】

サービス内容	第6期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
居宅介護	67 人	67 人	66 人
	814 時間	820 時間	820 時間
重度訪問介護	2 人	2 人	2 人
	170 時間	160 時間	150 時間
同行援護	17 人	16 人	16 人
	90 時間	100時間	110時間
行動援護	3 人	3 人	3 人
	20 時間	21 時間	22 時間
重度障がい者等包 括支援	0 人	0 人	0 人
	0 時間	0 時間	0 時間

【居住系サービス】

サービス内容	第6期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
施設入所支援	55 人	55 人	55 人
共同生活援助 (グループホーム)	60 人	62 人	65 人
自立生活援助	0 人	0 人	0 人

【相談支援サービス】

サービス内容	第6期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
計画相談支援	320 人	335 人	350 人
地域移行支援	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	13 人	14 人	15 人

【日中活動系サービス】

サービス内容	第6期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
生活介護	110 人	109 人	109 人
	2,200 人日分	2,200 人日分	2,200 人日分
自立訓練 (機能訓練)	0 人	0 人	0 人
	0 人日分	0 人日分	0 人日分
自立訓練 (生活訓練)	8 人	8 人	8 人
	150 人日分	160 人日分	170 人日分
宿泊型自立訓練	8 人	8 人	8 人
	160 人日分	170 人日分	180 人日分
就労移行支援	15 人	16 人	17 人
	200 人日分	210 人日分	220 人日分
就労継続支援 A型(雇用型)	40 人	41 人	42 人
	800 人日分	800 人日分	800 人日分
就労継続支援 B型(非雇用型)	115 人	115 人	120 人
	2,000 人日分	2,000 人日分	2,050 人日分
就労定着支援	5 人	5 人	5 人
	5 人日分	5 人日分	5 人日分
療養介護	9 人	9 人	9 人
短期入所 (ショートステイ) 福祉型	52 人	53 人	54 人
	320 人日分	325 人日分	330 人日分
短期入所 (ショートステイ) 医療型	1 人	1 人	1 人
	6 人日分	7 人日分	8 人日分

地域生活支援事業

【必須事業】

主な相談内容	相談機関
福祉サービス、障がい福祉全般	① 社会福祉事務所 ② 障がい者福祉相談支援センター「しおーも」 ③ 地域拠点センター「ふきのとう」 ④ 地域活動支援センター「藻塩の里」
児童の療育相談、発達相談	⑤ ひまわり園

【任意事業】

サービス内容	第6期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
障がい者相談支援事業	6 か所 7,000 件	6 か所 7,100 件	7 か所 7,200 件
成年後見制度利用支援事業	1 人	1 人	1 人
手話通訳者派遣事業	2 人	2 人	2 人
手話奉仕員派遣事業	8 人	8 人	8 人
手話通訳者設置事業	20 人	20 人	20 人
日常生活用具給付	1,797 人	1,832 人	1,867 人
手話奉仕員養成研修受講者数	5 人	5 人	5 人
移動支援	22 か所	24 か所	26 か所
	400 人	450 人	500 人
	600 時間分	700 時間分	800 時間分
地域活動支援センター	1 か所	1 か所	1 か所
	1,950 人	2,340 人	2,600 人

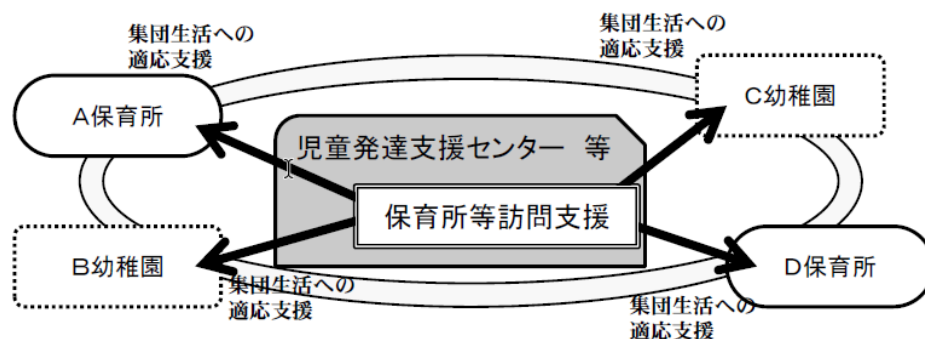
サービス内容	第6期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
訪問入浴	3 か所	3 か所	3 か所
	100 人	130 人	160 人
日中一時支援	30 人	36 人	42 人
巡回支援専門員整備	75 人	75 人	75 人
スポーツ・レクリエーション教室	18 回	24 回	24 回
	350 人	400 人	450 人
声の広報発行	12 回	12 回	12 回
自動車運転免許取得・改造助成	2 人	3 人	3 人

第2期塩竈市障がい児福祉計画

1. 第2期塩竈市障がい児福祉計画の成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項目	目標値	考え方
2023(令和5)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所 (設置済み)	圏域内、利府町「利府子ども発達センター」において構築済み
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	1か所 (設置済み)	圏域内、利府町「利府子ども発達センター」において構築済み



厚生労働省 保育所等訪問事業のイメージ図

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標値	考え方
2023(令和5)年度末時点の児童発達支援事業所の設置数	1か所	圏域内、利府町「つなぐ利府」において整備済み
2023(令和5)年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	圏域内、利府町「つなぐ利府」において整備済み

(3) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項目	目標値	考え方
2023(令和5)年度末までに関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所	2023(令和5)年度末までに設置
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1人以上配置	2023(令和5)年度末までに設置

2. 障がい児通所支援等の必要な量の見込み

サービス内容	第2期目標値			サービス内容	第2期目標値		
	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度
児童発達支援	30 人	30 人	30 人	居宅訪問型 児童発達支援	-人	-人	-人
	300 人日分	300 人日分	300 人日分		- 人日分	- 人日分	- 人日分
医療型 児童発達支援	0 人	0 人	1 人	保育所等訪問支援	3 人	3 人	3 人
	0 人日分	0 人日分	12 人日分				
放課後等デイサー ビス	85 人	88 人	90 人	障がい児相談支援	120 人	130 人	130 人
	950 人日分	1000 人日分	1000 人日分				

計画の推進体制と進行管理

(1) 県・関係機関との連携強化

障がい福祉サービス等の提供、総合的な相談支援や地域への移行支援等に当たっては、宮城県や近隣自治体、社会福祉法人や医療機関を始めとした関係機関との連携を強化することで効果的な計画の推進を図ります。

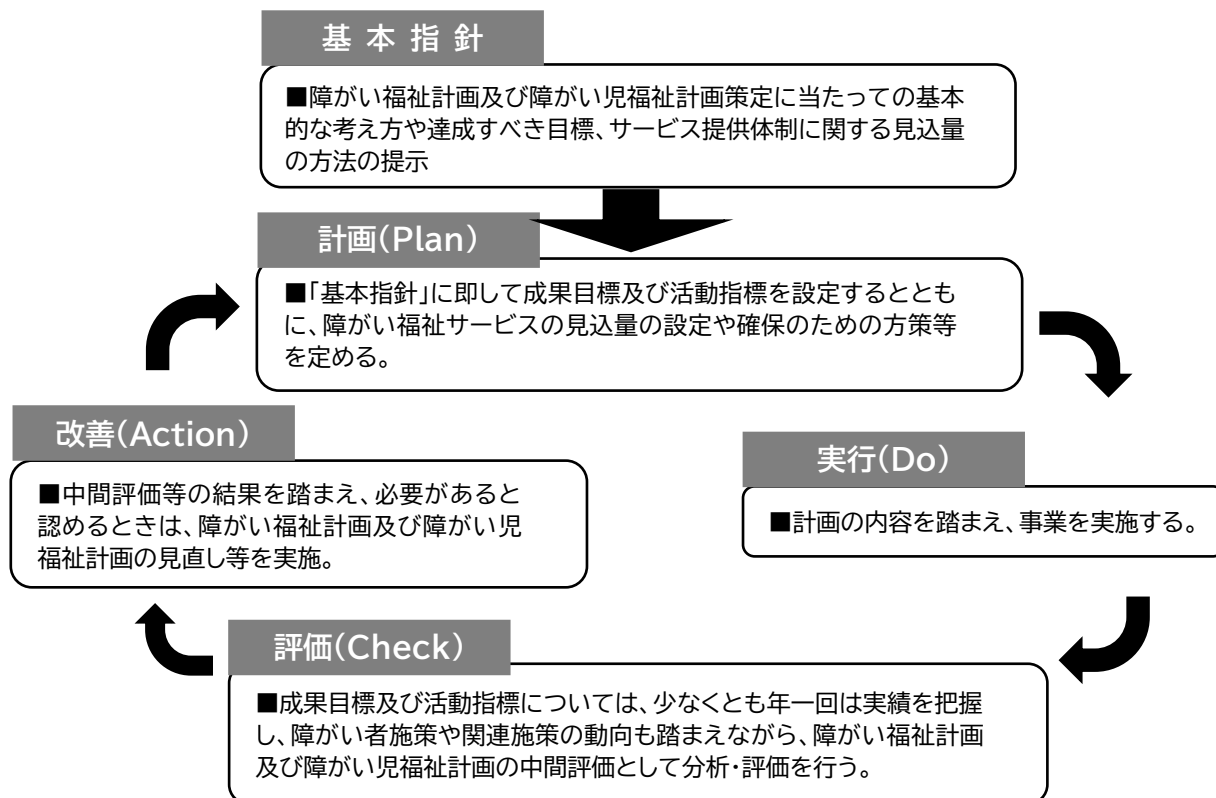
(2) 塩竈市障がい者福祉推進委員会

障害者及び障がい児福祉の施策について、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適正に実施するために、学識経験者をはじめ地域福祉、障がい者団体、事業所、教育、行政、法律、医療機関、市民代表の関係者からなる「塩竈市障がい者福祉推進委員会」を毎年開催し、経過報告、今後の方針など協議し実態に見合った計画推進を図ります。

(3) 本計画における進行管理と評価

本計画の推進と進行管理は障がい者プランと同様に「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Action)」のプロセスを循環させながら、障がい者及び障がい児関連施策の動向も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

■ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ





「障害」の「害」の字の表記について
本計画では法律用語や固有名詞などを除き、「障害」の「害」の字をひらがなにして「障がい」と表記しています。

第 3 期 塩 竈 市 障 が い 者 プ ラ ン

第 6 期 塩 竈 市 障 が い 福 祉 計 画

第 2 期 塩 竈 市 障 が い 児 福 祉 計 画

発行日 2021(令和 3)年 3月
発行元 塩竈市 健康福祉部 生活福祉課
〒985-0052 塩竈市本町 1 番 1 号
TEL: 022-364-1131
FAX: 022-366-7167